

# 事業報告書

(自 令和5年10月1日 至 令和6年9月30日)

## 1. 医療法人の概要

### (1) 名 称

医療法人社団 山田内科

- ①  財團  社団 ( 出資持分なし  出資持分あり)  
②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人  
 出資限度額法人  その他  
③  基金制度採用  基金制度不採用

### (2) 事務所の所在地

滋賀県大津市坂本7丁目6-11

### (3) 設立許可年月日

平成 6年12月12日

### (4) 設立登記年月日

平成 6年12月16日

### (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	山田 哲博	
理 事	山田 加代子	
同	佐藤 里子	
監 事	山田 悅子	

## 2. 事業の内容

### (1) 本業業務

種類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人社団 山田内科	2510104330	滋賀県大津市坂本七丁目6-11	

### (2) 附帯業務及び収益業務

なし

### (3) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和5年11月24日 令和4年度決算の決定

令和5年11月24日 理事、監事の選任の承認

法人名 医療法人社団 山田内科  
所在地 滋賀県大津市坂本七丁目 6-11

※医療法人整理番号  
00127

## 財産目録

(令和6年9月30日現在)

1. 資産額	41,766	千円
2. 負債額	43,398	千円
3. 純資産額	△1,632	千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	5,177
B 固定資産	36,589
C 繰延資産	0
D 資産合計 (A+B+C)	41,766
E 負債合計	43,398
F 純資産 (D-E)	△ 1,632

建物及び土地について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■法人所有 □賃借 □部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (■法人所有 □賃借 □部分的に法人所有(部分的に賃借))

当法人の財産目録に相違ありません。

医療法人社団 山田内科

理事長 山田 哲博

法人名 医療法人社団 山田内科  
所在地 滋賀県大津市坂本七丁目 6-11

※医療法人整理番号

00127

貸 借 対 照 表  
(令和6年9月30日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	5,177	I 流動負債	43,398
II 固定資産	36,589	II 固定負債	0
1 有形固定資産	19,064	負債合計	43,398
2 無形固定資産	853	純資産の部	
3 その他の資産	16,672	科 目	金 額
III 繰延資産	0	I 資本金	15,400
		II 利益剰余金	△ 17,032
		純資産合計	△ 1,632
資産合計	41,766	負債・純資産合計	41,766

当法人の貸借対照表に相違ありません。

医療法人社団 山田内科  
理事長 山田 哲博

法人名 医療法人社団 山田内科  
所在地 滋賀県大津市坂本七丁目 6-11

※医療法人整理番号  
00127

損 益 計 算 書  
(自 令和5年10月1日 至 令和6年9月30日)

(単位:千円)

科 目	金 領
I 事業損益	
本来業務事業損益	
事業収益	25,945
事業費用	34,507
本来業務事業収益	△ 8,562
事業利益	△ 8,562
II 事業外収益	482
III 事業外費用	89
経常利益	△ 8,169
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	△ 8,169
法人税等	185
当期純利益	△ 8,354

当法人の損益計算書に相違ありません。

医療法人社団 山田内科  
理事長 山田 哲博

# 監事監査報告書

医療法人社団 山田内科

理事長 山田 哲博 殿

私は、医療法人社団 山田内科の第30期会計年度（令和5年10月1日から令和6年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

## 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な法裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書ならびに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

## 記

## 監査結果

- 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和6年11月24日

医療法人社団 山田内科

監事 山田 悅子